減価償却資産の耐用年数

　農業における減価償却資産の耐用年数は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）により定められています。

（１）農業用減価償却資産



※ビニールハウスの耐用年数について

〇 ビニールハウスが「構築物」に該当するものである場合には、骨格部分が金属造のものなら、「主として金属造のもの」の耐用年数14年を、木造のものなら、「主として木造のもの」の耐用年数5年を、その他のものなら、「その他のもの」の耐用年数8年を適用することになります。

 〇　構築物に該当しないビニールハウスである場合には、「器具及び備品」に係る耐用年数を適用することになり、骨格部分が金属製のものなら、「主として金属製のもの」の耐用年数10年を、その他のものなら、「その他のもの」の耐用年数5年を適用することになります。

４-60

（２）生物



４-61

用　語　解　説（50音順）

**貸付決定**

借入申込に対して、資金の貸付けを応諾することをいい、金銭消費貸借契約の予約的行為とされている。

**貸付実行**

金銭消費貸借契約の締結のため借入者から借用証書を提出させた後、資金を借入者に交付することをいう。したがって、貸付実行時点が金銭消費貸借契約の締結時点である。

**元金均等償還**

　元金を返済回数に応じて均等割した返済方法。返済金額は残元金による利息を加えたものを返済するため、返済当初の返済金額は多いものの、返済回数が進むにつれて、毎回の返済金額は少なくなる。

**元利均等償還**

　元金部分と利息部分を併せた毎回の返済金額を全期間同じにする返済方法。返済当初は利息部分が多く元金は少なく、返済回数が増えるにつれて、利息部分は少なく、元金が多くなる。

**繰上償還**

　約定日以前に残元金の全部又は一部を返済することをいう。債務者が任意に行う場合（期限の利益の放棄）と、債務者が特約条項に反するなどして強制的にさせる場合（期限の利益の損失）とがある。例えば、事業費の減少により、融資率を超過した場合は、繰上償還が必要になる。

**債務保証（機関保証）**

　金融機関等が融資を行う場合に、第三者（債務保証機関等）が借受者の債務の保証を引き受けることによって、融資を容易にする与信措置である。

**償還期間**

　各資金ごとに定められた償還期間（据置期間）は、その最高限度を示すものであるが、実際には融資対象施設の耐用年数のほか、融資対象事業の効果、収益力などを考慮して、必要な期間にとどめることになる。

**償還方法**

　償還は、償還金を分割して元利均等償還又は元金均等償還の方法で行うのが原則である。

４-62

**据置期間**

　事業開始直後は事業効果が現れにくいため、借入元金の償還は行わず、利息だけを支払うことができる期間をいう。この期間は、それぞれの資金の償還期限内に含められる。

**耐用年数**

　普通の状態・条件のもとで取得した固定資産が、廃物として処分・廃棄されるまでの有効に使用しうる見積年数又は推定年限をいう。

**担　保**

　債権の保全を図るため債権者に提供される手段のことをいい、人的担保と物的担保がある（前者は保証人、後者は不動産等の財産による担保（抵当権、質権等））。

**延滞違約金**

　延滞元利金に対し、約定払込期日の翌日から弁済の日までの日数に応じ、規定の年率を乗じて算定する違約金をいう。

**直　貸**

　行政が金融機関を通さずに借受者に貸し付けることをいう。

**転　貸**

　行政が金融機関を通じて借受者に貸し付けることをいう（行政と借受者の間には債権債務関係が生じない）。

**特別融資制度推進会議**

認定農業者等が農業制度資金を借り入れる場合に、計画の審査等を行うため、市町村及びその関係機関で構成する会議。事務局は、主として市町村に設置する。

**認定新規就農者**

　新たに農業経営を営もうとする青年等であって、青年等就農計画を作成して市町村から認定を受けた者をいう。青年（原則18歳以上45歳未満）、知識・技能を有する者（65歳未満）、これらの者が役員の過半を占める法人、農業経営を開始してから一定期間（５年）以内のものを含み、認定農業者を除く。

**認定農業者**

　農業経営基盤強化促進法に基づき農業経営改善計画を市町村が認定した農業経営者・農業生産法人をいう。

４-63

**人・農地プラン**

　農業者が話合いに基づき、地域農業における中心経営体、地域における農業の将来の在り方などを明確化し、市町村により公表するものをいう。

平成24年に開始され、平成30年度末現在、1,583市町村において、15,444の区域で作成されているが、この中には、地域の話合いに基づくものとは言い難いものもあったため、人・農地プランを真に地域の話し合いに基づくものにする観点から、アンケートの実施、アンケート調査や話合いを通じて地図による現況把握を行った上で、中心経営体への農地の集約化に関する将来方針を作成するなど、人・農地プランの実質化を図ることが推奨されている。

**連帯保証人**

　債務者と連帯して債務を負担する保証人をいう。債権者は主たる債務者に弁済資力がある場合でも、直ちに連帯保証人に請求、執行を行うことができる。なお、保証は連帯保証とし、かつ、保証人が複数のときは、保証人相互においても保証連帯させることを原則としている。

４-64

**農業関係制度資金等取扱金融機関一覧**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 金融機関名 | 所在地 | 電話番号 |
| 北大阪農業協同組合 | 吹田市山田西4-15-1 | 06-6877-5140 |
| 高槻市農業協同組合 | 高槻市城北町1-15-8 | 072-671-5421 |
| 茨木市農業協同組合 | 茨木市上穂積2-1-50 | 072-627-7761 |
| 大阪北部農業協同組合 | 箕面市桜井2-8-8 | 072-725-0751 |
| 大阪泉州農業協同組合 | 泉佐野市日根野4040-1 | 072-468-0600 |
| いずみの農業協同組合 | 岸和田市別所町3-13-20 | 072-439-2381 |
| 堺市農業協同組合 | 堺市西区上野芝町2-1-1 | 072-278-3333 |
| 大阪南農業協同組合 | 富田林市甲田3-4-10 | 0721-25-1451 |
| 大阪中河内農業協同組合 | 八尾市南小阪合町2-2-2 | 072-996-1717 |
| グリーン大阪農業協同組合 | 東大阪市荒本北1-5-50 | 06-6748-5200 |
| 北河内農業協同組合 | 枚方市大垣内町2-1-11 | 072-844-1351 |
| 大阪東部農業協同組合 | 大東市野崎4-4-47 | 072-878-1231 |
| 九個荘農業協同組合 | 寝屋川市高柳1-1-24 | 072-828-4441 |
| 大阪市農業協同組合 | 大阪市平野区加美鞍作2-2-1 | 06-6793-8701 |
| 大阪府信用農業協同組合連合会 | 大阪市中央区高麗橋3-3-7 | 06-6204-6571 |
| 農林中央金庫　大阪支店 | 大阪市中央区今橋4-1-1 | 06-6205-2111 |
| 日本政策金融公庫　大阪支店農林水産事業 | 大阪市北区曽根崎2-3-5(梅新第一生命ビルディング内) | 06-6131-0750 |

**農業関係制度資金問い合わせ先**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 問い合わせ先 | 所在地 | 電話番号 |
| 大阪府北部農と緑の総合事務所　　　農の普及課 | 茨木市中穂積1-3-43三島府民センタービル内 | 072-627-1121 |
| 大阪府中部農と緑の総合事務所農の普及課 | 八尾市荘内町2-1-36中河内府民センタービル内 | 072-994-1515 |
| 大阪府南河内農と緑の総合事務所農の普及課 | 富田林市寿町2-6-1南河内府民センタービル内 | 0721-25-1131 |
| 大阪府泉州農と緑の総合事務所農の普及課 | 岸和田市野田町3-13-2泉南府民センタービル内 | 072-439-3601 |
| 家畜保健衛生所 | 泉佐野市りんくう往来北1-59 | 072-458-1151 |
| 大阪府環境農林水産部検査指導課総務・金融グループ | 大阪市住之江区南港北1-14-16大阪府咲洲庁舎　23階 | 06-6210-9546 |
| 大阪府環境農林水産部農政室推進課経営強化グループ | 大阪市住之江区南港北1-14-16大阪府咲洲庁舎　22階 | 06-6210-9589 |

４-65